

## 新温泉町学校業務改善推進委員会設置要綱

(目的)

### 第1条

新温泉町立小・中学校での勤務時間の適正化に向けた具体的な方策を推進するため「新温泉町学校業務改善推進委員会」(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(推進内容)

第2条 推進委員会は、各学校での次の取り組みを支援し推進する。

- (1) 調査・提出書類の簡素化や見直し・廃止を行い、学校業務の効率化・IT化の推進
- (2) 会議・研修・指定研究等の実施回数や開催時期の見直しに努め、出張回数の縮減

(組織)

第3条 推進委員会は、教育長、学校教育課長、学校教育課担当者、学校教育課指導主事、学校業務改善推進校管理職及び担当者をもって構成する。

(委員会の設置期間)

第4条 推進委員会の設置期間は、平成24年3月31日までとする。

(委員会の開催)

第5条 推進委員会は、各小・中学校の取組状況により必要に応じて適宜開催する。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は学校教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は教育長において別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

(名簿省略)